

※特に記載のないときは無料です。

行 事 名	日 時	場 所	内 容・問 い 合 わ せ 先 等
滋賀職業能力開発短期大学校 Open Campus 2008	①8月3日(日)・9月27日(土) ②8月29日(金) ①13:00~、②9:30~	滋賀職業能力開発短期大学校 (近江八幡市)	内 容：学校紹介、募集要項の説明、各科体験入学、相談コーナ ー、推薦入試問題の解説と傾向(8月3日(日)、9月27日(土)のみ) 同校学務援助課 ☎0748-31-2254、FAX0748-31-2255
滋賀県立大学 オープンキャンパス2008	8月9日(土)・10日(日) 9:00~15:00 ※一部16:00まで	滋賀県立大学 (八 坂 町) ☎28-8217、FAX28-8472	内 容：学部・学科紹介(模擬講義・実験・実習体験)、学生 の活動紹介、進学や学生生活についての個別相談 など 対 象：高校生・受験生とその保護者、高校教諭 など
ひこねエコマーケット 「夢 畑」 ~いらないものをいる人へ~	8月9日(土) 10:00~14:00	ひこね市文化プラザ 円 形 広 場 (野 瀬 町)	内 容：リサイクル品、手作りの作品などの市(いち)から掘 り出し物を見つけてください。 リサイクルステーション(銀座町) ☎・FAX26-4810 (問い合わせは、月~水曜日の10:00~16:00)
いこう館「橋の市」	8月10日(日) 10:00~15:00	リバーサイド橋本通り「いこう館」 (河原二丁目) ☎24-8032	内 容：毎月10日に開催。地場野菜や手作り豆腐の販売、フ リーマーケットなど。8月のイベントは、香りや足湯など、心 と身体をいやすリラグゼーションを紹介します。(イベント は、午前2回、午後1回、各回先着8人、無料)
つながるグリーンケアセミナー ~保健医療機関から地域までの グリーンケアを考える~	8月10日(日) 13:00~16:00	明日都浜大津 1階 大津市市民活動センター (大津市)	内 容：グリーンとは、「人の死などに対する深い悲しみ」のこ とです。喜びであるはずの出産や子育ても、「赤ちゃんを喪失 する」ことで、悲しい体験になることがあります。喪失体験 者や医師の話を通じて、グリーンケアについて考えます。 参加費：一般3,000円、遺族・遺族関係者・学生1,000円 NPO法人SIDS家族の会近畿支部FAX0748-72-6287(杉山方)
ひこね市民活動センター 情 報 交 換 会	8月15日(金) 18:00~21:00 (毎月15日開催)	ひこね市民活動センター (金 亀 町) ☎24-4461	内 容：活動団体紹介(18:00~) NPO、ボランティアなどに 興味がある人や、何か始めてみたいという人へ活動団体を紹 介します。情報交換会(19:00~) NPO、ボランティアなど、 さまざまな分野で活動している人が参加する交流会です。 参加費：300円と一品持ち寄り(食べ物、飲み物)
むかしばなしを聞く つ ど い	8月16日(土) 14:00~	市 立 図 書 館 ☎22-0649 FAX26-0300	内 容：昔話などを「語り」でします。 小学1年生以下 14:00~、小学2年生以上 14:40~ 彦根おはなしを語る会
楽しいおはなしの つ ど い	9月6日(土) 14:00~		内 容：大型かみしばい、パネルシアター、すばなし など ひこね児童図書研究グループ
絵本をたのしむ つ ど い	9月13日(土) 14:00~		内 容：ブックトーク...テーマにそって本の紹介をしなが ら絵本を読みます ひこね児童図書研究グループ
彦 根 朝 市	8月17日(日) 7:00~8:00	いろは松駐車場	販売品：新鮮な季節の野菜、卵、漬物など 販売者：彦根朝市組合 ☎農林水産課☎30-6118、FAX24-9676
'08子どもお天気広場	8月18日(月) 9:00~15:00	子 ども セ ン タ ー (日 夏 町)	内 容：気象・地震の観測測器や天気に関するパネルの展示、 天気に関する相談・質問コーナー、工作・実験コーナー(虹 を作る) 彦根地方気象台総務課☎23-2582
ひこね元気計画21 ウォーキング歩き隊	8月21日(木) 9:30~11:00	新海浜周辺 (柳川緑地公園集合)	内 容：新海浜沿いを、琵琶湖を眺めながら歩きます。 ひこね元気計画21実行委員会事務局(☎健康管理課内) ☎24-0816、FAX24-5870(事前にお申し込みください)
星空教室 天の川を探そう	8月22日(金) 19:00~21:30 (予備日8月23日(土))	子 ども セ ン タ ー (日 夏 町) ☎28-1580 (FAX共用)	内 容：夏の夜、銀河の星座を観察します。直接子どもセン ターにお越しください。 参加費：一人300円。
和紙折り紙教室	8月24日(日) 13:00~	自然の布館より一 (河原二丁目) ☎23-2035	テーマ：かに 講 師：野村和子 材料費：1,500円 持ち物：はさみ、定規、ボンド、竹べら 定 員：30人(先着順、あらかじめ電話でお申し込みください)
第58回彦根市秋の文化祭事業 第51回例会 劇団俳優座公演 三屋清左衛門残日録	8月26日(火) 18:30~21:00	ひこね市文化プラザ グランドホール (野 瀬 町)	内 容：彦根演劇鑑賞会の第51回例会 その他：会員制(有料) ☎教育委員会生涯学習課 ☎24-7971、FAX23-9190
職業生活設計セミナー 「豊かな生活設計のための 資産運用」	8月28日(木) 13:30~15:30	ひこね燦ばれす (小 泉 町)	内 容：おおむね45歳以上の人を対象に、高齢期の職業生活 設計に役立つセミナーを開催します。 定 員：30人 滋賀県雇用開発協会☎077-527-2201、FAX077-527-2230
彦根城樹木ウォッチング オニバス観察会	8月30日(土) 9:00~12:00	彦 根 城 (8:50に彦根城 黒門前に集合)	内 容：彦根城の堀に生息するオニバスなど、彦根城の樹木を 観察します。※天候により中止する場合があります。 ☎生活環境課☎30-6116、FAX27-0395

こんな相談がありました!!

アダルト情報への安易な接触にご注意!

消費生活相談窓口 ☎22-1411 番内線 173 番



相談事例1

雑誌の広告を見て、自宅の電話でアダルトボイスを聞いた。聞き終わった直後に、業者から、2万9千円を請求する電話を受けた。請求額を翌日に振り込み、この件は終わったと思っていた。

ところが、5日後に、ふたたび業者から電話があり、「先日の2万9千円は登録料で、聴取料は含まれていない。アダルトボイスの聴取料2万6千円を、3日以内に払ってほしいので、訴訟委任料や罰金のほか、電話番号から利用者を割り出す費用なども含めて、48万4千円を払わなければならない。和解したいなら、明日の午後3時までに35万円払うように。」と言われた。

「利用直後の請求電話では、聴取料の話はなかった。」と言ったら、「規約を読んでないのか。」と言われた。規約がどこにあったのか分らないし、読んでないので後ろめたい。自宅の電話だったこともあり、妻子に迷惑がかかると思う。

雑誌には別途料金とのみ記載され、高くて3万円くらいと思って利用したが、35万円で和解すべきか。(20歳代 男性)

相談事例2

パソコンに送られてきた迷惑メールの1つを興味本位で開いてしまった。女性の写真と、複数の名前やコメントが並んだサイトに飛んだ。「詳細はココを押して下さい。」と表示されたボタンを押したところ、なにもしていないのに、勝手に次々と画面が変わり、一瞬であったが、請求金額も見えたので、びくりしてパソコンのスイッチを切った。

5日後、10万円を請求するメールが届いた。利用規約と確認画面でOKボタンを押して入会したと書かれているが、そのような覚えはない。有料表示はなかったにもかかわらず、2日後には延滞金も発生するという。支払い義務があるか。(70歳代 男性)

以上の事例は、ほんの一部にすぎません。パソコンや携帯電話などの普及で、若い人だけでなく、幅広い年齢層の消費者の間でも、このようなトラブルが増えています。

契約とは、当事者間の合意で成立します。契約の前身(何を、いくらで、いつ受け渡すかなど)を互いに確認し、双方が合意して、初めて契約が成立したといえます。事例1は、広告に記載された電話番号に、有料と分かっている自分から電話し、目的のアダルトボイスを聞いています。したがって、2万9千円については契約不成立とはいえず、支払いも終わっていません。しかし、その後の請求については、当事者間の合意がないので、支払う義務はありません。

一方、事例2は、契約の前身が分かるような記載がまったくありません。このような場合は、契約が成立しているとは言えず、支払う義務もありません。事例1、2とも、業者は、一方的に規約について主張しています。しかし、規約は、だれにでもすぐに分かる所に、分かりやすく明示しなければなりません。そうでなければ、規約を読んでいないことに責任を感じる必要はありません。

なお、この種の請求では、電話番号や



パソコンのプロバイダーなどから、契約者の個人情報や調べる、自宅へ回収に行ったり、裁判を提起するなどと言われたりすることがあります。しかし、原則として、このようなことはできません。このため、業者の話しにはまって、自ら個人情報を漏らさないことが大切です。また、いわれないお金を支払うと、2次、3次被害につながる可能性が高く、早く決着をつけるつもりが、かえって裏目に出る場合があります。なお、契約者が未成年者で、その契約が、小遣いの範囲を超え、親権者に無断であった場合は、契約の取り消しが可能です。今年6月21日に、振り込め詐欺などの被害金をより簡潔な手続きで被害者に返すための、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(振り込め詐欺被害者救済法)」が施行されました。この法律によって、振り込め詐欺にあった場合に、警察に被害を届け、振り込め詐欺と判断されたら、裁判をしなくても返金が可能となりました。「おれおれ詐欺」「ヤミ金保証金詐欺」などのほか、今回の事例のようなケースでも、支払った場合は、振り込め詐欺と認められる可能性があるので、もっとも、業者の凍結された銀行口座の残金を、被害者全員で按分するようで、必ずしも振り込んだ金額が全額返金されるとは限りません。なによりも振り込まないことが大切です。振り込む前にご相談ください。